

令和 7 年 度

奈良市総合医療検査センター
受水槽内部補修修繕

仕 様 書

奈良市健康医療部
医療政策課

第1章 総 則

本仕様書は奈良市（以下「本市」という。）が発注する奈良市総合医療検査センター受水槽内部補修修繕に適用する。

第1条 目 的

本物件は、奈良市総合医療検査センターに設置してある各設備、機器の点検整備を実施し、その性能を維持することを目的とする。

第2条 概 要

本仕様書は、施工に係る基本的な考えを示すものである。施工の実施にあたっては、関係法令、法規に準拠し最も経済的かつ効率よく機能を維持しながら長期安定運転を行えるものとする。

第3条 実施場所

本物件施工場所は次の通りとする。

奈良市柏木町519番地の5 奈良市総合医療検査センター

第4条 施工期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

第5条 適用規格

本物件の適用規格は次の通りとする。

1. 本仕様書および添付図面
2. 日本産業規格（JIS）
3. 建築基準法および関連法令
4. 水道法および水質基準に関する省令
5. 労働安全衛生法および同規則
6. 消防法（必要に応じて）
7. 電気事業法および電気設備技術基準（電気設備を含む場合）
8. その他関係諸法令・条例・技術基準

※上記規格・法令に準拠できない場合は、発注者の承認を得たうえで、同等以上の性能を有する代替規格を適用すること。

第6条 提出図書

受注者は下記の図書を提出すること。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 着手届（施工前） | 1部 |
| 2. 経歴書：現場主任技術者（施工前） | 1部 |
| 3. 工程表（施工前） | 1部 |
| 4. 完了届（竣工時） | 1部 |
| 5. 工事写真（竣工時） | 1部 |
| 6. その他、発注者が指示する図書 | その都度指定 |

第7条 検 査

本物件により、施工した各設備、装置、機器等については、本市の検査の合格をもって完了とする。

第8条 保証期間

本物件にて施工した各設備、装置、機器等の保証期間は、竣工検査後1年とし、その間において設計、据付等の不備又は整備の不完全に起因する故障、その他の事故が生じた場合、受注者は、直ちに該当箇所を点検調整確認の上、本市の指定する期間内に無償で修理補修、又は新品と交換しなければならない。

第9条 損害賠償

機器等の資材搬入中及び施工中において既設構造物、道路、機器等を損傷した場合は、発注者の指示に従い受注者の負担にて、速やかに原状復旧、又は賠償しなければならない。

第2章 一般事項

第10条 着 手

- 1) 受注者は、契約直後速やかに本市所定の様式による着手届を市長宛てに2部提出すること。
- 2) 着手前に施工順序、方法、使用機器、仮設等について、発注者と協議の上、諸準備を完全に整え着手すること。

第11条 報 告

受注者は、施工の進捗状況について、特に留意し、各部分の連絡打ち合わせを円滑にすると共に、工程表を作成し、進行状況、職種別人員数、搬入材料等につき、発注者に報告すること。

第12条 写真撮影

- 1) 受注者は、発注者の指示に従い、受注者の負担をもって施工前、施工中及び完成の状況を写真撮影し、竣工検査時に本市が要求する写真集を作成し本市に提出すること。
- 2) 写真撮影前に計画を立て、特に施工前と完成後の写真は同一場所、同一視角で撮影すること。
- 3) 撮影時には撮影対象の大きさ、寸法が判別しにくい場合は、箱尺、その他のスケールを添えて撮影すること。
- 4) 施工中の写真は、完成時において確認の困難な部分を重点的に撮影すること。

第13条 軽微な変更

現場の収まり、取り合い等で軽微な変更をする場合は、発注者の指示に従うこと。

第14条 協 議

本物件の施工について仕様書、設計書及び図面のいずれにも明示なきもの、又は疑義のあるものについては、速やかに発注者と協議の上、その指示決定に従うものとする。但し、本設備の機能、外観、施工上及び法規上、当然と認められるものについては、発注者の指示に従い、受注者の責任において施工すること。

第15条 事故防止及び処置

- 1) 施工場所、その他危険な場所には仮柵、仮橋、夜間照明等の保安上必要な処置を講じなければならない。特に運営中の施設内で施工する場合は、施設の日常作業に支障のないよう処置しなければならない。
- 2) 受注者は、作業安全に務め、かつ、請負人の不注意、その他の原因により作業員に事故があった場合は、一切受注者側の責任とし、施工に際して十分注意し事故の生じないようにすること。

第16条 火気注意

施工場所においては常に火気に注意し、作業終了後においても、巡視の警戒を怠ってはならない。又、発注者が指定する場所以外では一切火気を取り扱ってはならない。

第17条 現場就業規則

- 1) 現場代理人は施工の遂行に必要かつ十分な技術的専門知識と実務経験を有するものを選任し、施工上の指揮をとらなくてはならない。
- 2) 施工上、請負人が就業時間の伸縮、又は夜間、休日に作業する必要がある場合は、あらかじめ本市係員の承認を得ること。その場合必要な経費は、受注者負担とする。

第18条 その他

- 1) 本物件の施工において他業者等と施工範囲の取合や作業時間等が重複する場合は、事前に本市に報告を行い、本市並びに業者との間にて協議決定後、安全や施工期間等を確保し、円滑に作業を行うこ

と。

- 2) 本物件に使用する資材、材料等、及び発生する廃材については本市の指定する場所に一時整理し、受注者の負担にて場外搬出処分するものとする。
- 3) 本物件施工終了後、当施設の運転等については本市で実施するが、受注者の責任において立会いし、異常の有無を確認すること。又、異常等が見られた場合は、本市に連絡の上、受注者の責任負担にて復旧すること。

第3章 特記仕様

物件名 奈良市総合医療検査センター 受水槽内部補修修繕

1. 内容

- ・本修繕の主な作業内容は次のとおりとする。
 - ① 内部天井補強材及び気相部ボルトの取替を行う。
 - ② 受水槽内部をFRP樹脂でライニングを行う。
 - ③ 補修作業完了後、受水槽内部の清掃を行い、水質検査（11項目+シアン+フェノール）を行うこと。

2. 機器リスト

機器名称	機器仕様	台数	設置場所
受水槽	FRP製パネルタンク複合板二槽式 耐震2/3G	1	B1階受水槽室
	4000×4000×2000H（有効25 m ³ ）、マンホール600Φ		
	内外タラップ、電極座、防波板、防波筒、取付ボルト（SUS製）		
	溶融亜鉛メッキチャンネルベース125H、その他付属品等一式共		

3. 仕様

品名	数量	単位
① 内部天井補強材及び気相部ボルト取替補修		
梁取付金具（FRP補強材：本体用）	13	個
梁取付金具（FRP補強材：仕切用）	3	個
小梁 2m	6	本
小梁 吊金具	6	本
トップステー 2m	4	本
トップステー接続金具（吊金具含む）	2	個
仕切用フタリブ	4	本
ボルト類（気相部ボルト240本）	1	式
既設補強材解体撤去	1	式
新規補強材取付加工	1	式
撤去材処分	1	式
内部簡易清掃作業	1	式
機器損料	1	式
② 内部接合部FRP樹脂ライニング補修		
ライニング費（接続部 3プライ）	94	m
下地調整費	1	式
ガラスマット（3プライ 200mm幅）	94	m
P T エスエル（200mm幅）	94	m
P T S サプライマー（200mm幅）	94	m
副材費（硬化剤、パテ、アセトン他）	1	式
廃材処分	1	式
内部簡易清掃	1	式
水質検査（11項目+シアン+フェノール）	1	検体
外部簡易清掃	1	式

4. 提出書類

第1章第5条にて規定する図書

5. 作業内容については、次の各号に基づき行うこと。

- (1) 作業実施にあたり、日時、時間等については当該施設と打ち合わせのうえ決定すること。
- (2) 車両侵入経路及び作業エリアについては、施設関係者と打ち合わせ協議を行い、その指示に従うこと
- (3) 車両通行箇所については現状調査の上、記録を残し、養生等を行い、既設施設に損傷のないよう留意すること。万一損傷、汚損等が生じた場合については、請負業者の負担にて現状復旧すること。その際の安全対策について事前に施設と協議を行い安全対策に万全を期すること。